

2023年1月12日

調査報告書兼意見書【要旨】

公益社団法人日本将棋連盟 御中

弁護士 大野徹也

弁護士 鈴木正人

第1 本調査の概要

○常務会は、2022年10月28日に実施された名人戦・第81期順位戦A級4回戦、永瀬拓矢王座（以下「永瀬王座」という。）対佐藤天彦九段（以下「佐藤天九段」という。）の対局（以下「本件対局」という。）において、佐藤天九段が約1時間にわたってマスクを外していたとして、立会人の任を代行した業務執行理事が、貴連盟（以下「連盟」という。）臨時対局規定（以下「臨時規定」という。）3条に基づき、佐藤天九段を反則負けとする旨の裁定を行った（以下「本判定」という。）ところ、佐藤天九段が同年11月1日に臨時規定に基づく行った不服申立（以下「本件不服申立」という。）について、客観的・公正に判断・処置を行うため、弁護士2名（以下「本件委嘱先」という。）に対し、①本件不服申立に関する事実関係の調査、②本判定の適否の検討、③本件不服申立の適否の検討及びその他、本件対応に関する必要な助言等を委嘱した。本件委嘱先は、2022年11月29日から2023年1月11日まで、両対局者等関係者へのヒアリングや関係資料の精査等の調査を実施した。

第2 事実関係

1 臨時規定の内容等

○別紙3のとおり。なお、臨時規定3条但書は、対局規定8条3項の適用を排除しているため、終局後にマスク不着用が判明した場合、終了時の勝敗が優先。

2 臨時規定の制定経緯及び棋士等への周知状況

○連盟は、2020年2月以降、マスク着用奨励を定例報告会や会報等で要請、周知。

○しかし、一部棋士が対局中や将棋会館内でマスクを着用しないことがあり、対局相手、同室の対局者、事務局などからの苦情が相次ぐ。直接注意しても改善されないため、踏み込んだ対応として、2022年1月26日、理事会で臨時規定の制定を決議。

○常務会は、定例報告会、連盟に所属する全ての棋士及び女流棋士（以下「棋士等」という。）宛メール又は郵送、対局室出入り口付近への掲示などで、臨時規定の制定と内容を説明・周知し、改めてマスク着用を要請。

○常務会のメールには「『一時的な場合』とは、食事をしているとき、飲み物を飲むとき、周りに人がいない（2m以上離れている）とき等を想定しています。」との記載。

3 本件対局当時の国内における新型コロナウイルス感染状況及び感染対策

- 緊急事態宣言等の発令はないが、国内新規陽性者数は3万9254人であり、第8波のリスクが高く、今後の感染動向に注視する必要があるとされていた。
- 厚労省は、屋内の場合2m以上の距離&会話ほぼ無し以外はマスク着用を推奨。
- 本件対局当時、感染者は有症で発症日から7～10日間、無症で5～7日間の療養期間が、濃厚接触者は3～5日の待機期間が規定。

4 本件対局と本判定

(1) 本件対局の経過と佐藤天九段のマスク不着用状況¹

タイマー	凡そ時刻	当事者	出来事
4:19:39	22:59:39	△佐藤天	マスク外す(残:▲永瀬63分、△佐藤天12分)
4:32:45	23:12:45	▲永瀬	対局室を出て出入口方向に行き、数分後に戻る。 以後5:09:53まで合計7回同様に対局室を出入り。
4:49:19	23:29:19	△佐藤天	対局室を出てトイレ方向に行き、数分後に戻る。
4:53:47	23:33:47	△佐藤天	マスクを着用する
4:55:07	23:35:07	△佐藤天	水を飲むためにマスクを外し、以後不着用となる
5:23:34	0:03:34	鈴木常務、記者ら	3名が入室。対局を止め、別室への同行を求める。 (残:▲永瀬16分、佐藤天九段2分)
5:24:05	0:04:05	全員	対局室を出る。佐藤天九段は退出時にマスクを着用

○佐藤天九段マスク不着用時間は計62分35秒(佐藤天九段退室時を除くと61分)。

(2) 本判定の経過

- マスク不着用を認識した永瀬王座は2度退室して臨時規定(掲示)を確認。その後もマスク不着用が継続したことから、3階記者室の主催社記者らにその旨伝え、規定上反則負けとなるのではと指摘。記者らは、常務理事らに連絡する旨応答。
- 記者らは、棋戦運営部担当理事を手始めに常務理事に順次架電。鈴木大介常務理事(以下「鈴木常務」という。)と佐藤康光会長(以下「佐藤会長」という。)と電話がつながり、上記を伝達(他の常務理事は繋がらず)。鈴木常務が会館に急行。記者らは、記者室を訪問した永瀬王座に都度状況を説明。
- 2022年10月29日0時頃、鈴木常務が会館に到着し、マスク不着用を確認。佐藤会長と電話協議し、臨時規定上、反則負けとすることで致し方ないとの見解で一致。
- 鈴木常務が4階対局室「高雄」に入って対局を中断させ、控室「桂の間」に移動した上で、記者ら同席の下、佐藤天九段を反則負けとする旨の裁定を伝達。

第3 本判定の評価

- 約1時間のマスク不着用との事実には争いがなく、約1時間は「一時的な場合」に該当しない。同事実は、臨時規定3条に基づく反則負けの要件を充足。

¹ <https://www.youtube.com/watch?v=skVzW6SrDOs>

1 臨時規定の解釈を誤ったとの本件不服申立における主張について

- 故意犯処罰の原則が、刑法以外の法領域やルールにまで一般的に妥当する法原理であるとは考えられない。現に対局規定8条は通常は過失事案の「二歩」等も規定。
- これに対し、「二歩」等はずもともと過失事案を想定した反則なので、明文がなくとも過失事案も対象として差し支えはないと主張するが、そのような例外を設けないのが故意犯処罰の原則。マスク不着用にも過失事案は当然に想定される。
- 臨時規定の趣旨は「新型コロナウイルスの感染拡大防止の徹底」であり、「あえてマスクを着用しないという事態を防止するもの」ではない。同趣旨は過失事案にも妥当。

2 相当性を欠くとの本件不服申立における主張について

- 反則負けは将棋のルールであり、懲戒規定ではなく、臨時規定上、注意・警告や相当性は要件とされておらず、反則行為の発生時は「即反則負け」となる旨が規定。マスク不着用にのみ、明文にない注意・警告や相当性を要求する合理的理由がない。
- 対局相手や記録係が感染者や濃厚接触者となった場合の行動制限や、臨時規定の制定経過に鑑みると、即反則負けとする規定・判定が相当性を欠くともいい難い。
- そもそも、注意・警告がなくとも、約1時間のマスク不着用は、違反態様として重い。

3 その他の本件不服申立における主張について

- その他の主張も上記結論に影響を与えない。

4 小括

- 以上のとおり、本件不服申立の主張はいずれも採用することができない。

第4 永瀬王座の本件対局時の行動に対する評価

- 永瀬王座の本件対局時の行動は対局規定に即した正当なものであったため、永瀬王座が佐藤天九段に対する注意・警告などを行わなかったことが不適切であったとも到底いえず、規定上も道義上も何ら非難されるべき点はない。

第5 結論

- 以上のとおり、佐藤天九段のマスク不着用は反則行為となるから、業務執行理事として立会人の任を代行した佐藤会長及び鈴木常務の本判定は正当である。
- したがって、本件不服申立が求める、(1)反則負け判定の取り消し、(2)対局のやり直しは採用できないから(規定改定等を求める(3)、(4)は「意見」として受け止めることとなる。)、常務会は本判定を維持する旨の決定を行うべきである。

第6 最後に

- 常務会は、本意見を踏まえて迅速かつ適切に裁定を実施し、将棋ファンや棋士などとのステークホルダーに対して適切な説明を行うことによって本件を終息させ、両対局者の名誉を回復し、両対局者に対する誹謗中傷の防止に努めるべきである。

○また、今回の一連の事態を踏まえて、理事会あるいは常務会として、既存の規定や運用に改善の余地がないか、今後も検討を重ねていくべきである。

以 上

別紙1 不服申立書(略)

別紙2 対局規定(抜粋)

【第8条】反則

以下に該当する対局中に反則を犯した場合、反則を犯した対局者は即負けとなる。

1. 二歩(同じ対局者が同じ筋に二枚の歩を置く行為) 2. 行き所のなき駒の禁(盤上の駒を行き所のない升目に指す行為・持駒を行き所のない升目に打つ行為) 3. 打ち歩詰め(持駒の歩を打って解除不能な王手をかける行為) 4. 王手放置・自らの玉に王手をかける行為 5.連続王手の千日手(第8項参照) 6.先後誤り(対局開始時に先手と後手の手番を誤る行為) 7.二手指し(同じ対局者が二手連続で着手を行う行為) 8.待った(着手完了後に指し手を取り消す行為) 9.時間切れ(持時間および秒読みの時間内に着手が完了しない行為) 10.助言を求める行為(意図的に指す手の意見を求める行為) 11.その他、将棋のルール上、起こり得ない不可能な着手

第1項 両対局者が反則に気づかずに対局を続行し、終局前に反則行為が確認された場合には、反則が行われた時点に戻して反則負けが成立する。

第2項 記録係はスコアラーであり、審判ではない。記録係の義務は、正確に棋譜と時間を記録し両対局者に公平に情報を伝えることである。従って対局中、自らが確認すべき千日手や持将棋、直接勝敗に直結する反則の成立を対局者に質問されても記録係は答える義務はない。

第3項 終局後に反則が判明した場合には、終了時の勝敗に関わらず、反則を犯した対局者は負けとなる。

第4項 反則が判明する前に、同一棋戦の次の対局が始まった場合は、終了時の勝敗が優先する。

第5項 待ったや時間切れについては終局後の指摘は認められない。

第6項 対局者間で反則行為の有無の結論が出ない場合は、反則勝ちを主張する対局者は、対局を中断し、常務会に提訴することができる。提訴の内容については、常務会が両対局者および第三者の証言を求めた上で判断・処置し、両対局者はその決定に従うものとする。

第7項 対局者以外の第三者も反則を指摘することができる。(以下略)

【第9条】立会人

対局におけるイベントや自動記録等の実施において、立会人を置く場合がある。

第1項 立会人は立会い当日において、対局におけるトラブル等発生時の裁定および処置の権限を有する。

第2項 対局者は、対局時のトラブル等発生時において立会人に裁定および処置を求めることができる。

第3項 対局者は、立会人の裁定および処置に従うものとする。

第4項 立会人を設置しない対局におけるトラブル等発生時は、棋戦運棋戦運営部担当理事が立会人を代行し、裁定および処置を行う。担当理事が立会人を代行し、裁定および処置を行う。棋戦棋戦運営部担当理事と緊急の連絡がつかない場合は、他の業務執行理事がその任を代行するものとする。

(別紙3 臨時対局規定)

現状のコロナ禍に鑑み、本連盟会員規程第8条第1項の対局規程として、として、本来の対局規定に加えて、臨時に、以下のとおり定める。

第1条 対局者は、対局中は、一時的な場合を除き、マスク(原則として不織布)を着用しなければならない。但し、健康上やむを得ない理由があり、かつ、予め届け出て、常務会の承認を得た場合は、この限りではない。

第2条 対局者は、対局場所たる建物内においては、対局以外の場合においても、できるかぎりマスクを着用しなければならない。

第3条 対局者が第1条の規定に反したときは、対局規定第3章第8条冒頭各号の違反行為に準じる反則負けとする。但し、この反則負けには、同条第1項及び第3項は適用しない。

第4条 前条の反則負けの判定は立会人が行い、立会人がいない対局においては、対局規定第3章第9条第4項の順序に従い、立会人の任を代行するものが行う。この判定に不服がある対局者は、対局規定第3章第8条第6項に準じて、判定後1週間以内に、その内容を常務会に提訴することができる。

第5条 対局者が第2条の規定に反したときは、会員規程第8条第1項、第9項に基づき懲戒を行うことがある。

附則 本規定は、令和4年2月1日から当面の間実施することとし、その廃止時期は、別途理事会によって決する。